

第 5 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 26 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 26 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 26 年 9 月 9 日 午前 12 時 15 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番 谷 崎 利 浩	2 番 園 田 浩 文
3 番 菅 敏 徳	4 番 市 原 正
5 番 阿 南 善 範	6 番 森 元 秀 一
7 番 河 崎 徳 雄	8 番 市 原 新
9 番 大 倉 幸 也	10 番 湯 浅 正 司
11 番 田 中 弘 子	12 番 五 嶋 義 行
13 番 野 田 好 一	14 番 高 宮 正 行
15 番 井 手 明 廣	16 番 川 端 忠 義
17 番 高 宮 今 朝 秀	18 番 藏 原 博 敏
19 番 古 澤 國 義	20 番 田 中 則 次
21 番 古 木 孝 宏	22 番 阿 南 誠 蔵

欠席議員

な し

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長 佐 藤 義 興	副 市 長 宮 川 清 喜
教 育 長 阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長 和 田 一 彦
市 民 部 長 佐 藤 菊 男	経 済 部 長 渡 邊 孝 司
土 木 部 長 伊 藤 繁 樹	教 育 部 長 園 田 羊 一
総 務 課 長 高 木 洋	福 祉 課 長 山 口 貴 生
農 政 課 長 本 山 英 二	建 設 課 長 井 八 夫
税 務 課 長 藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長 岩 下 ま ゆ み
観 光 ま ち づ くり 課 長 吉 良 玲 二	住 環 境 課 長 阿 部 節 生
財 政 課 長 宮 崎 隆	教 育 委 員 会 教 育 課 長 日 田 勝 也
市 民 課 長 橋 本 紀 代 美	人 権 啓 発 課 長 下 村 裕 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 口 求	水 道 課 長 丸 野 雄 司
内 牧 支 所 長 古 閑 政 則	波 野 支 所 長 坂 口 英 昭
会 計 課 長 山 口 正 孝	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長 井 野 孝 文

監査委員事務局長 小 嶋 穂 寿 美

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 崙 寛 二 議会事務局次長 若 宮 一 男
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第70号 阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ② 議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ③ 議案第82号 平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第83号 平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第84号 平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑦ 認定第7号 平成25年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第8号 平成25年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第9号 平成25年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第10号 平成25年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 請願第1号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第71号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ② 議案第72号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ③ 議案第73号 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- ④ 議案第74号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ⑤ 議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ⑥ 議案第79号 平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第80号 平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第81号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第86号 平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑩ 認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑪ 認定第4号 平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- ⑫ 認定第 5 号 平成 25 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬ 認定第 6 号 平成 25 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑭ 認定第 11 号 平成 25 年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑮ 認定第 13 号 平成 25 年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 75 号 阿蘇市景観条例の制定について
- ② 議案第 76 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ③ 議案第 77 号 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 78 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 85 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑥ 議案第 87 号 阿蘇市道路線の廃止について
- ⑦ 議案第 88 号 阿蘇市道路線の認定について
- ⑧ 認定第 1 号 平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑨ 認定第 2 号 平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第 3 号 平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 認定第 12 号 平成 25 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第 89 号 工事請負契約の締結について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（阿南誠蔵君） おはようございます。

議事に入ります前に、阿蘇医療センター事務局長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。

冒頭の時間をいただき、ありがとうございます。

大変申し訳ございませんが、お配りしてあります別冊 14、阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算書につきまして、一部誤りがありましたので、訂正の上、お詫び申し上げます。

A4 一枚物を、机上の方に配布させていただいておりますが、決算書の 39 ページになります。資本的収支明細書、収入の部で、内訳の一部に欠落がありましたので、今、お配りしましたものと差し替えをお願い致します。製本しづらいですが、申し訳ございません。

なお、今回の訂正による決算への影響はありません。

また、3 日の文教厚生常任委員会につきましては、差し替え後の資料でご審議をいただきましたので、報告させていただきます。

差し替えのお願いが遅くなり、申し訳ございませんでした。

宜しく願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、医療センター事務局長の報告を終わります。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は 22 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

○議長（阿南誠蔵君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を致します。

議会運営委員長、井手明廣君。

○議会運営委員長（井手明廣君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より、議会運営委員会を開催いたしました。

その経過と結果についてご報告を致します。

まず、一般質問の取り扱いにつきましては、今期、一般質問の通告者は 17 名予定されております。

従いまして、一般質問を 9 月 10 日、11 日の 2 日間にかけて行う事に決定を致しました。

議員各位のご協力をお願い致します。

次に、執行部の方より追加議案の申し出がありました。つきましては、これから行われま

す各常任委員長報告の採決後に、日程に追加をいたしまして議題とする事に致します。

以上で、ご報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定を致しました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第70号 阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ② 議案第72号 平成26年度阿蘇市一般改正補正予算について（所管分）
- ③ 議案第82号 平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について
- ④ 議案第83号 平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第84号 平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑦ 認定第7号 平成25年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑧ 認定第8号 平成25年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑨ 認定第9号 平成25年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑩ 認定第10号 平成25年度阿蘇市坂宮地産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑪ 請願第1号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1、総務常任委員長報告を行います。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」他10件を議題と致します。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、古澤國義君。

○総務常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

やっと天気が2日ばかり良くなって、何かと目も眩しく、大変忙しい中、ただ今から総務常任委員会の委員長報告を致します。

今期、第5回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案5件、認定5件、請願1件であります。

9月4日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、ご報告致します。

最初に、議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

税務課長より、「本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、来年1月1日から施行されることに伴い、阿蘇市税条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります、その主なものを申し上げます。

最初に、内牧支所費について、委員より「多目的トイレを洋式に替えるということだが、何箇所くらい替わるのか。」という質疑があり、内牧支所長より「男女、両方のトイレを洋式に替えようかとも考えましたが、多目的トイレに洋式が設置してありますので、今回は、女子トイレの、2ヶ所のうち1ヶ所を、和式から洋式に替えます。」との答弁がありました。

次に、総務課の予算について、委員より「消防施設整備についてだが、申請があがったところを、順番に整備しているかと思うが、今現在は、どのくらい申請があっているのか。また、消防施設の老朽化により、補修等の要望をすれば、その都度対応できるのか。」との質疑があり、防災交通係長より「格納庫、詰所に関しましては、現在のところ、今回補正にあげました、中通5分団2部1班の消防ポンプ小屋、格納庫1ヶ所だけです。また、新たに要望があれば、その都度、現地の状況を確認し、検討した上で対応していきます。」との答弁がありました。

以上の審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第82号「平成26年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第83号「平成26年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第84号「平成26年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審査を行いました。

審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」主な質疑について申し上げます。

最初に、波野支所費について、委員より「波野地区福祉バス運行事業についてだが、今後の課題として、利用者が固定化しているとのことで、増える見込みというの難しいところがあると思うが、今後、どのように考えているのか。」との質疑があり、波野支所長より「バスと言いましても、今は、保育園バスとして利用していますワゴン乗用車で運行しております。利用者は、現状としまして、交通手段のない方、車をお持ちでない方といった高齢者の方がほとんどです。新たな利用者の開拓ということが課題になってきますが、こちらとしましても、事あるごとに福祉バスの存在というものの周知を、更に図っていきたいと考えております。」との答弁がありました。

次に、税務課の所管分について、委員より「昨年度の市税の不納欠損額が約4,700万円、収入未済額が3億9,600万円となっている。徴収の方法等、いろいろ考えてやっていると思うが、その効果は前年に対してどうか。」という質疑があり、税務課長より「昨年度と比べ、収納額は1億5,900万円程増加しております。現在、県と阿蘇郡市とで、併任徴収の協定を結んでおりますが、これにつきましては、搜索、公売会等を合同でやっており、その効果は非常にあがっており、それと同時に、職員一人一人のスキルも上がってきていると考えてお

ります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「地籍調査事業で、多くの年数を要することは明らかであるが、あとのくらいかかるのか。また、進捗状況は。」との質疑があり、税務課長より「地籍調査事業につきまして、調査面積 345.62 km²のうち、完了面積は 209.49 km²、約 60.6%調査を終えている状況です。旧阿蘇町地区におきましては、完了ということで、波野地区におきましては、現在 23%、一の宮地区におきましても 23%が完了しており、今後、進捗率からいきますと、波野地区であと約 21 年、一の宮地区で約 31 年かかる見通しとなっております。」との答弁がありました。

次に、総務課の所管分について、委員より「除雪作業助成事業についてだが、今、日本全国だけでなく、世界中が異常気象で、昨年、阿蘇市でも大雪被害に見舞われたが、今年はずっと激しく降るおそれもあり、ライフラインの欠如というようなことが懸念される。本事業の今後の取り組み等にもあるように、作業中の事故や機械の故障への対応等、早めに対策を練るなどして、しっかりとした施策が必要になってくると思う。その辺りの市としての考えは。」との質疑があり、総務課長より「予防的避難も考慮に入れ、早め早めの対応を考えます。」との答弁がありました。これに対して、委員より「全国で阿蘇の予防的避難は非常に高い評価を受けている。そういった中、早め早めを心がけ、是非、大雪に対するしっかりとした施策を立ち上げていただきたい。」との意見がありました。

次に、財政課の所管分について、委員より「地方バスの運行についてだが、河陰内牧線のバスの本数が少なくなっている。この地域では、乗合タクシーも運行されているが、地元の方の利用は少ない。例えば、観光客が乗合タクシーを利用することは可能か。また、今後、利用できるようになる可能性はあるか。」との質疑があり、企画係長より「現在のところ、乗合タクシー運行補助事業の趣旨から申しますと、住民の方へのサービスという部分が前提となりますので、現段階では、観光客の方の利用は考えておりません。」との答弁がありました。

別の委員より、「元気臨時交付金基金積立事業だが、この 8 億 9,500 万円というお金は、全部、充当されたのか。」という質疑があり、財政課長より「基本的に元気臨時交付金は今年度で全て使いきってしまうという事業です。ただ、公営企業につきましては、繰出金として出しますので、その時点で事業が完了したとの取り扱いになり、水道事業に繰出す約 3 億円の部分だけは、事業として 27 年度までかかります。他の事業は、全て今年度で終了と義務付けられております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第 7 号「平成 25 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 8 号「平成 25 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 9 号「平成 25 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第 10 号「平成 25 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を、一括議題として審査を行いました。

審議の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、請願第 1 号「集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提

出についての請願書について」であります。

本請願について、事務局長より補足説明がありました。

委員より、「本案については、国会では閣議決定なされた。しかし、その中でも、まだ中身については、国会議員そのものも不一致ということで、決定づけではないと考える。委員会として、採択・不採択と決定づけるのはおかしい気がする。」との意見がありました。

また、別の委員より「各報道機関が出している世論調査等の資料では、国民の意見も相当な違いが出ている。それと、説明不足ということもある。今から国会で審議されるのだから、閣議そのものの決定については閣僚が決めることで、国民に対してはこれから説明をし、まとめていくことだと思う。とりあえず現段階で、採択するというのは、どうかと考える。」との意見がありました。

別の委員より、「本請願の文面に、『解釈改憲を強行した』とあるが、閣議決定は、憲法 9 条の枠内で、自国を守るための自衛措置の限界についての解釈の見直しに過ぎず、それを『解釈改憲』というのはおかしいのではないか。」との意見がありました。

また、別の委員より「この問題は国の政策なので、これからは国会でさらに論議される。私たちはそれを見守っていくべきである。本案に関しては、そういう観点からも保留にすべきではないか。」との意見がありました。

このような審議を経て、挙手による採決を行いました。

その結果、本案は保留にすべきものと決定致しました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 76 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに、認定第 1 号「平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

16 番、川端君。

○16 番（川端忠義君） 16 番、川端です。

⑪の請願第 1 号「集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について」の審議についての意見を述べます。

今の報告では、国会では不一致な点があるとか、そういう中で閣議決定の撤回を求めるのはおかしいとか、国民の中では多様な意見があると、或いは閣議決定に対して意見書を述べるのはどうだろうかというような報告がありました。

まず第 1 点は、閣議決定に対して安倍内閣に、「これを撤回しなさい。」と言っているのが

趣旨です。それとともに、今後、これが閣議決定に基づいて内閣が法案として、来年、統一選挙が終わった後、法案を提出するので、このような憲法違反の閣議決定は審議しないようにという要望書であります。

そこで、私はこの請願に賛成する立場から意見を述べます。

2点に絞って述べさせていただきます。

この請願内容は、阿蘇市の市民の暮らしと命に大きな関わりがあります。特に、現在、阿蘇市民の中で自衛隊や、その家族にとっては、自分や家族等が海外に行って、戦争して戦死をしやすいかという重大な心配があり、重大な関心ごとであります。従って、この請願を採択し意見書を議決して、安倍内閣や国会に提出すべきだと、私は思います。

阿蘇市においては、近年、TPPの参加反対、国民健康保険財政の国庫負担増を50%に戻す、或いはオスプレイ配備または飛行反対等の国会に対する請願を採択し、国や国会に提出しています。この請願も、採択して意見書を提出されますよう、お願いを致します。

第2点は、全国の地方議会では、8月31日現在、岩手県議会をはじめ191の議会が、安倍内閣への抗議や閣議決定の撤回の意見書を提出されています。集团的自衛権行使の容認の内容は、与党内の自民党と公明党の取引は話題になりましたが、国会では全く論議なしに閣議決定が強行されました。

その後、衆議院と参議院では1日ずつ論議がありましたが、安倍内閣は内閣法制局長の集团的自衛権行使容認の見解を変えさせておきながら、「今までと何も変わりません。」と言って論争を避けたり、また、石破元幹事長は「将来は徴兵制もあり得る。」と言ったりしています。国民の理解は殆ど得られておらず、不安は高まっているばかりであります。

この事は、これは日本の自衛隊が、海外でアメリカ等と一緒に武力行使をするという事であり、憲法9条の改編になります。一内閣が、一遍の閣議決定で出来るものではなくて、国会に発議して国民投票で決定するものであります。

このような状況の中で、地方議会の意見書が増えていると思います。阿蘇市議会におきましても、この請願を採択されることをお願い致しまして、発言を終わります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 他にありませんか。

はい、18番、藏原君。

○18番（藏原博敏君） 意見を述べさせていただきます。

私は、個人的には、現在のような非常に厳しい国際情勢の中で、勿論、戦争とか紛争に関しては極力否定しますが、果たして、きれいごとだけで日本の国土、国民が守れるのかという気持ちを持っております。

今、川端議員から、非常にきれい事がおっしゃられました。よくマスコミを見ますと、紛争とか戦争に関しては、話し合いで外交努力によってやるべきと。しかし、現在の状況を皆さんみられて、果たして話し合いとか外交の努力だけで、この状況が乗り切れるのかといった思いを持っております。

私は、国際的に良識ある仲間が結束して、そういう逸脱した行為に関しては否定していく

ということが無ければ、私は国土は守れないというふうに思っております。

川端議員、おっしゃいましたけども、ではロシア問題、中国問題、これを肯定されるんでしょうか。私は、決して日本が他所の国を侵略したり、外交的に他所の国を虐げるという事じゃなくて、自分の国を守るためにはやむを得ない部分もあると思っております。

以前までは、この意見書につきましては、川端議員の提案に対して反対という気持ちを持っておりましたけれども、総務常任委員長をはじめ総務常任委員会の皆さんが、国民、或いは阿蘇市民の中にもまだ多様な意見があると、状況を見極めるべきだろうというような判断をされましたので、それに従いたいと思えますけれども、今の国際的環境は決してきれいごとだけで済むような状況にはないということだけは、是非、皆さん肝に銘じていただきたいというふうに思っております。

以上で、意見を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第76号と認定第1号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第70号「阿蘇市税条例の一部を改正する条例の制定について」採決を致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮り致します。

議案第82号から議案第84号までを、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第82号「平成26年度阿蘇市阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」、議案第83号「平成26年度阿蘇市阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、並びに議案第84号「平成26年度阿蘇市阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括して採決致します。

議案第82号から議案第84号までの委員長の報告は、可決であります。

議案第82号から議案第84号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮り致します。

認定第7号から認定第10号までを、一括議題に致したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

それでは、認定第7号「平成25年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「平成25年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「平成25年度阿蘇市中通り財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第10号「平成25年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を一括して採決致します。

認定第7号から認定第10号までの委員長の報告は、認定であります。

認定第7号から認定第10号までについて、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第7号から認定第10号までは、委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、請願第1号「集団的自衛権行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書提出についての請願書について」を採決致します。

それでは、採決につきまして、事務局より説明をさせたいと思えます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） お疲れです。

これから、採決を取らせていただきますが、本件は委員長報告が保留にすべきものということでありました。

このような場合の採決の方法は、最初に原案に対して賛成をするかについて諮らせていただくこととなります。その上で、請願に対する賛成者が少ない場合は、改めて保留について採決を行うこととなります。

これから、議長がこのように言われるかと思えます。「これから、請願第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は、保留です。請願を採択することに賛成の方は、起立願います。」という事で、最初は賛成者に対して採決を取らせていただくこととなります。

起立多数であれば、請願第1号は採択することに決定します。起立少数であれば、議長が改めて「次に、請願第1号を保留することに賛成の方は、起立願います。」と言います。それで、賛成者が多数であれば「起立多数で、従って請願第1号は保留することに決定します。」という順序で行われますので、どうぞ宜しくお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） ただ今、議会事務局長から説明がございました。

この問題につきましては、以前にも混同され、なかなか理解が深まっていない部分もござ

いましたので、議会事務局の説明をお願い致しました。

それでは、この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、保留であります。

お諮り致します。

この請願第1号を採択することに、賛成の方はご起立願います。

[起立少数]

○議長（阿南誠蔵君） はい、分かりました。

起立少数です。

次に、請願第1号を保留することに賛成の方は、起立を願います。

[起立多数]

○議長（阿南誠蔵君） はい、ご着席願います。

起立多数です。

従って、請願第1号は保留とすることに決定致しました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ①議案第71号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ②議案第72号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ③議案第73号 阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について
- ④議案第74号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ⑤議案第76号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）
- ⑥議案第79号 平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑦議案第80号 平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑧議案第81号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑨議案第86号 平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑩認定第1号 平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）
- ⑪認定第4号 平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑫認定第5号 平成25年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑬認定第6号 平成25年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑭認定第11号 平成25年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- ⑮認定第13号 平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について

○議長（阿南誠蔵君） 次に、文教厚生常任委員会に付託を致しました、議案第71号「阿蘇

市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」他 14 件を議題と致します。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、高宮今朝秀君。

○文教厚生常任委員長（高宮今朝秀君） おはようございます。

今期、第 5 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 9 件、認定 6 件であります。

9 月 3 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、ご報告致します。

最初に、議案第 71 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

委員より「家庭的保育を認められる基準というのは、明確に条例で示すのか。」という質疑があり、市民部長より「待機児童解消のための国の施策の主なものとしては、認可外保育所、国の助成とか自治体の助成を受けていない保育施設等について、公費での負担をすることにより保護者の負担を軽減、更には家庭的保育事業等の施設及び運営を向上させるというもので、条例により事業所施設の基準、人員配置等を規定し、自治体の認可により事業の向上を目指すものです。その中で、家庭的保育につきましては、個人で子どもを自宅に 5 人まで預かれるもので、居宅訪問型は基本的に障がい・疾病等を有する子ども 1 人に対して保育に携わる者が 1 人、家庭を訪問して保育を行うものです。また、その他に対象人数 19 人以下の小規模保育事業、病院や企業で行っている事業所内保育があり、それぞれにこの条例で規定し、保育の向上を目指すものです。この条例で規定するのは、3 歳未満の乳幼児が対象となります。」という答弁がありました。

別の委員より、「条例の中に『市町村長が行う研修を修了した保育士、家庭的保育の補助者』とあるが、普通の保育士とはどう違うのか。」という質疑があり、部長より「保育事業に従事する職員については、保育事業をするにあたって、共通して必要となる知識や技術を身に着けた人という事で定義されており、このために、都道府県又は市町村が行う研修を受講して頂く事になっております。ただし、研修プログラム等は国からの情報待ちであります。」という答弁がありました。

これに対し、委員より「現在の無認可の保育施設の数は、また公的な資金が入るとなれば、申込をする場合は市を通して申し込む事になるのか。」という質疑があり、福祉課長より「現在、阿蘇市には無認可保育所はございません。今後については、市の確認した施設による事業となりますので、入退所については市で管理する事になります。」という答弁がありました。

これに対し委員より「保育料の算定については、どうなるのか。」という質疑があり、課長より「入退所の管理と同様に、市の基準に基づいて徴収することになります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 72 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の制定について」であります。

市民部長より「本案は、市町村が認可した特定教育・保育施設等の運営状況等を確認するために定められたものです。」という補足説明があり、本案は特に質疑、意見はなく、可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 73 号「阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について」であります。

委員より「幼稚園も保育園も認定子ども園を申請するという形になった時に、保育園は就労状況等で入園できないケースがあるが、今後はどうなるのか。また、幼稚園の場合は専業主婦でも入園できたが、認定子ども園の場合は入園できるのか。」という質疑があり、福祉課長より「新制度以降は、1号認定、2号認定、3号認定という分類で、市町村が認定することになります。1号認定というのが、現行の3歳以上の認定になり、今まで同様、保護者の就労状況等で保育園に通えない場合は、幼稚園又は認定子ども園を選択することになります。2号認定というのが、現行の保育園に通っている3歳以上の園児で、保育園又は認定子ども園を選択することになります。3号認定では、満3歳未満の乳幼児を対象としているもので、現行保護者の就労状況により保育所しか選択できなかったのですが、幼稚園が認定子ども園の認定を受け保育機能を持てば、幼稚園にも通えることになります。」という答弁があり、補足として市民部長より「3号認定の場合は、現在の保育所、または認定子ども園、それと議案第 71 号で説明いたしました地域型保育事業の保育施設に通えることになります。給付型保育事業保育施設の認定については市町村が、幼稚園・認定子ども園・保育所の認定については都道府県が行います。今までよりも、保護者の選択肢が広がることになります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第 74 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

委員より「専任の職員は有資格者とするところがあるが、どういう資格を持っていないか。また、現在の学童保育5ヶ所の形態はどうなっているのか。」という質疑があり、福祉課長より「条例第 10 条にありますように、保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者といった児童福祉に携わる職員であれば大丈夫であり、各クラブにこういった方が1名いらっしゃれば、後は補助者という事で資格がなくともクラブに携われることになります。」という答弁が、また子育て支援係長より「現在の各クラブの指導員につきましては、保育士であったり、最低2年以上の児童福祉施設で福祉事業に従事した者、又は児童厚生委員等の資格を取得した者、或いは資格取得のために毎年研修を受けていただいている方々が、各クラブ2名程度は従事されております。」という答弁がありました。また、市民部長より「この件に関しましては、附則により条例施行日から5年以内に都道府県知事が行う研修を修了した者も、当初からの有資格者という経過措置が設けられています。」という補足説明がありました。

また、別の委員より「先の事だが、一の宮中学校区の小学校が統合した場合の、学童保育

の方向性はどのように考えているか。」という質疑があり、課長より「統合小学校になれば、クラブは重複することになりますので、運営について方針等検討をお願いしているところで。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より、「上寿園の見込みはどうなっているか。」という質疑があり、課長より「2法人ほど、問い合わせがありました。今月5日までが公募期間なのですが、今のところ応募はありません。」という答弁がありました。

これに対し委員より、「応募がなかった場合、市営でもやっていく方向性はあるのか。」という質疑があり、課長より「運営検討委員会を設置していますので、委員会に判断をゆだねることになると思います。ただ、今回も含め3回の公募を行っておりますので、民間法人の参入が難しいということであれば、公設民営等を考えていかなければならないと思います。」という答弁がありました。

次に、教育委員会教育課所管分について審査を行いました。

委員より「一の宮中学校区統合小学校建設事業費が、26年度、27年度で4億円程増えているが、保護者の要望等でいろいろ付け加わったのは分かるが、当初から保護者の意見を聞いて、予算措置をすべきではなかったのか。」という質疑があり、教育課長より「当初設計の段階で盛り込むことが可能であれば良かったのですが、基本的な設計部分というのは、補助対象、対象外も含めて、ある程度実施設計書を作りながら、保護者の方々に図面を見て頂き、変更をかけてきました関係で、どうしても後の変更が多くなってきた部分があります。この予算、上限を設定した中で設計変更していくものであります。」という答弁があり、学務2係長より、「課長が申しましたように、当初段階で要望を盛り込みたいところではありますが、基本設計、もしくは基本設計よりももう一段回進んだ実施設計に近い設計を上げて、保護者の方々に話を聞くという流れにならざるを得なかったものであります。」という答弁がありました。

これに対し、委員より「開院した医療センターにしても、追加、追加で結局50億円くらいの金額になった。この件についても、また追加補正が出てくるのか。」という質疑があり、課長より「補助事業に乗せられる部分は、新たに補助金をいただきながら、設計変更をしてみました。今回、継続費補正ということで27年度まで事業を行うわけですが、来年度の消費税や人件費の動向が分かりませんが、アップがあれば当然またお願いをしなければならない部分も出てくると思われませんが、節減できるところは節減しながら、今後もしっかり取り組んでまいります。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

委員より「生活困窮者の自立支援ということだが、生活保護の方の就労支援とは、また別の事業ということになるのか。」という質疑があり、市民課長より「これは、生活保護に陥る前の段階で相談を受け、何らかの支援が必要ではないかと検討し支援を行う制度で、医療の

関わりであるとか、ハローワークへの関わりであるといった対策を支援する事業になります。」という答弁がありました。

委員より「生活困窮という面からみると、保護に至っている人といない人の境というのは、非常に難しいと思うのだが、予算面も別になるのか。」という質疑があり、課長より「生活保護受給要件には、固定資産を持っていればそれを整理していただく、車を持っていればそれを整理していただく、保険があればそれを解約していただくなど様々なものがあり、生活保護受給の前段で就労支援等を行っていくもので、予算面、制度的にも異なるものです。」という答弁がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

ほけん課長より「今回の補正は、25年度各保険事業の決算に伴う精算によるものの他、予防接種法の改正によるものであります。」という補足説明があり、特に質疑、意見等はありませんでした。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第79号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。平成25年度決算に伴う精算による補正であることから、本案については特に質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第80号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。本案についても平成25年度決算に伴う精算による補正であることから、特に質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第81号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。本案についても平成25年度決算に伴う精算による補正であることから、特に質疑、意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、議案第86号「平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

阿蘇医療センター事務局長より補足説明があり、本案についての質疑、意見は特になく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「自立支援給付金だが、今後も増加傾向にあるのか。また、一の宮デイサービスセンター災害復旧事業だが、社会福祉協議会に対して、避難訓練の実施やマニュアルの整備についての指導助言は行っているのか。」という質疑があり、総合福祉係長より「高齢化が進む現状ですので、生活介護を受ける方やグループホームへの入所の方というのは、今後も増えるものと思われれます。」という答弁があり、課長補佐より「一の宮デイサービスセンターの安全確保の問題ですが、当然マニュアルは作成しておりますし、年2回の避難訓練を実施するように義務付けられております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「虐待等の問題で、児童相談所ということを経由して耳にするが、阿蘇

市でそういう事例、相談等があった場合、どういう手順を踏むのか。」という質疑があり、福祉課長より「事案にもよりますが、児童相談所に通告の義務もありますので、福祉事務所内で、その措置に関する会議を開き、その結果で通告することになります。更に、保護が必要と判断されれば、そういった対応をとります。」という答弁がありました。

これに対し、委員より「現在では、都会と田舎とか区別なしに、どんなことが起きてもおかしくない時代なので、『もう一步踏み込んでいたら、こういうことはなかった。』といった事のないよう、しっかり対応していただきたい。」という意見がありました。

また、別の委員より「老人保護措置費の件だが、上寿園がない状態の今、待機者は何名くらいいるのか。」という質疑があり、係長より「老人保護措置費ですが、現在 53 名の方が利用されていますが、今のところ申し出があれば入所可能ということで、待機者はいらっしゃいません。」という答弁がありました。

次に、人権啓発課所管分について審査を行いました。特に質疑、意見はありませんでした。

次に、教育課所管分について審査を行いました。

委員より「全国大会の出場助成金は 3 分の 2 助成だが、全額補助にならないか。」という質疑があり、教育課長より「現状では 3 分の 2 補助となっておりますので、今後検討を進めたいと思います。」という答弁がありました。

別の委員より「放課後子ども教室の予算は 200 万円程度だが、福祉課の方の放課後児童クラブの方は 1,400 万円くらい予算がついている。場所は学校ということになるのだから、学校の方が主導してもらいたいと思うが。」という意見があり、課長より「学童保育については、保護者の方を中心に組織されており、時間帯も 3 時頃から 6 時、7 時頃までで、学校でやります放課後子ども教室につきましては、小学校の低学年、3 年生までを対象とし、授業後、夕方 5 時頃まで預かって下校させるということで、時間帯、事業主体、制度も違う関係で、今後の制度改革等の状況により対応したいと思います。」という答弁がありました。

次に、市民課所管分について審査を行ないました。

委員より「PCB 機器廃棄物処理委託事業に全て処理済みとあるが、仙酔峡ロープウェイの分は処理が終わっているのか。」という質疑があり、市民課長より「観光まちづくり課の方で予算化され、別途処理することになっております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「ジオパーク認定、世界遺産登録を目指している阿蘇市において、塵芥収集運搬事業の中で、ごみを減らす取り組みというのは、市民の中で少しずつ浸透してきていると思うが、一部路肩に点々とごみをおいて収集するのを、この機会にステーション方式に変えられないかと思うのだが。」という意見があり、課長より「先月下旬、宮地地区の区長さん方に集まってお話し、今後どうすべきかを意見交換していただいたところです。今後の方向性としては、まずは近くの集積場所について、2 つを 1 つにできないか等を、それぞれの地域の皆さんで話し合いをしていただき、少しずつ改善していきたいと思います。」という答弁がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行ないました。

委員より「子宮頸がん予防接種の副作用の原因は、分かっているのか。また、接種自体は任意なのか。」という質疑があり、ほけん課主幹より「副作用については、ワクチンとの関連はまだ確定しておりません。予防接種自体は継続しており、接種については副反応の説明を受けた上で、希望される方だけという状態が続いております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「小学校5年生を対象とした、子どもミニドック受診率が52.6%。これをもっと広げていく必要があると思うが、どのような方法を考えているか。」という質疑があり、主幹より「学校を通じて申込をとり、校医の属する医療機関で採血していただくかたちになっていますので、未受診者に対して、医療機関とも協議し、受けられる期間を拡大して受診率向上に努めたいと思います。」という答弁がありました。

これに対し委員より「教育課とも連携し、予防教育、保護者への周知等を徹底し、受診率を上げていただきたい。」という意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第4号「平成25年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

国保・年金係長より、25年度決算における財源の内訳、事業の成果等の補足説明がありました。

委員より、「基金が無くなってきている状況で、国保運営協議会の協議結果はどうなっているのか。」という質疑があり、ほけん課長より「ここ数年、単年度決算において赤字が継続しており、保険料を見直さざるを得ないのではないかとこのところまでは、話が進んでいる状況ですが、具体的な保険税率までは進んでいません。本年度は、本会議でも説明したとおり、予備費を2,000万円計上しておりますので、どうにか凌ぐことができたとしても、来年度は税率の見直し等はやむを得ないのではないかと、このところまで来ております。」という答弁がありました。

別の委員より「保険給付費の伸びというものの把握はしているか。」という質疑があり、係長より「平成20年時点では、一人当たりの医療費は30万円を超えたくらいであったのですが、24年度、25年度では37万円を超えた状況になっております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「今後の取り組みで、税率等の改定等を視野に入れたいと書いてあるが、周辺自治体の状況等、調査しているのか。」という質疑があり、国保年金係長より「26年度に税率等の改定を実施した自治体は、熊本市の旧城南町地区、旧植木町地区、南阿蘇村、山都町というところが改定したということで把握しております。」という答弁が、また課長より「翌年度の予算を先に使う繰り上げ充用を行っているところや、法定外のお金を一般会計から繰り入れてもらって凌いでいるところも複数あると聞いております。」という答弁がありました。

補足として、市民部長より「現状では、基金も26年度には枯渇してしまうというかたちで、国保運営協議会の方に税率等の改定をお願いしております。市民への周知期間も必要となることから改定率等を試算した上で、運営協議会にかけて年内くらいには答申をいただき、議案として議会に上程する方向で考えております。」という説明がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第5号「平成25年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

介護保険係長より、介護保険の決算について及び介護保険事業の内容、必要性等についての補足説明があり、本案については特に質疑、意見はなく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号「平成25年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案については特に質疑、意見もなく原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第11号「平成25年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案については特に質疑、意見はなく、原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第13号「平成25年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について」であります。

委員より「他会計負担金とは、どういうものか。」という質疑があり、事務局長より「他会計負担金については、一般会計から繰り入れて頂いているものであります。地方公営企業法第17条の2『経費の負担の原則』の規定により、『病院事業において負担することが適当でない経費』例えば、看護師の要請経費、救急医療確保経費等、並びに『病院事業収入を持って充てる事が困難であると認められる経費』例えば、へき地医療確保経費、高度・特殊医療経費等、いわゆる不採算部門の医療に関する経費については、一般会計が負担すべきとされております。従いまして、設置者である市と協議の中で、運営経費として一定の額を繰り入れて頂くものと、病院建設改良に要する経費として『病院事業収入をもって充てる事が困難な経費』につきましては、建設改良費の2分の1、企業債元利償還金の2分の1を一般会計からの操出金として充当してもらえらるというものでありますので、資本的支出として下水道負担金の2分の1相当額を繰り入れて頂いたということです。」という答弁がありました。

これに対し委員より、「今後、企業会計全部適用をしたということで、一般会計からの繰り出しがかなり厳しくなってくると思うが、その点はどう考えているか。」という質疑があり、事務局長より「今後は、医業収益の増加と運営経費の削減を図り、病院経営を一生懸命頑張らして、病院経営の中での黒字化を目指したいと思っております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 暫時休憩の後、報告に対しての質疑を行います。

それでは、暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行致します。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はございませんか。

7 番、河崎君。

○7 番（河崎徳雄君） 委員長、並びに委員会の方々に、誠に僭越でございますけれども、一つ、是非お願いがありますので質問を致します。

議案第 76 号で、上寿園の事がありましたけれども、質疑の時も質問致しましたけれども、私、是非、他町村に行っております入所者が「阿蘇で死にたい」とか「生きてるうちに作ってくれ」とか、そういう会話をしております。そういう事で、是非、設置をしていただきたいと思っておりますけれども、先程ありました公設民営の方法とかがあります。その中には、やっぱり土台である検討委員会が一番大事じゃなかろうかと思っております。

検討委員の方々は、どのような方がなられてるのかを、委員長に質問致します。

○議長（阿南誠蔵君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（高宮今朝秀君） 委員長として、答弁致します。

先程、報告の中で申し上げました、運営検討委員会を設置しております。この上寿園のことについては、委員会に判断を委ねる事になると思っておりますということですが、今、委員会ができておまして、確か 3 回の会議が行われておると思いますが、その中で色々どうするかを検討中でありますので、そのメンバーは手元にありませんので、私としては分かりませんので、もし必要であれば執行部の方でお答え願いたいと。

○議長（阿南誠蔵君） 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 76 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び、認定第 1 号「平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 76 号と認定第 1 号を除く他の案件について採決を致します。

まず、議案第 71 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号「阿蘇市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 4 号「平成 25 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、認定第 5 号「平成 25 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 5 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、認定第 6 号「平成 25 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、認定第 11 号「平成 25 年度阿蘇市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 11 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、認定第 13 号「平成 25 年度阿蘇市国民健康保険阿蘇中央病院事業会計決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 13 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

3 経済建設常任委員長

① 議案第 75 号 阿蘇市景観条例の制定について

② 議案第 76 号 平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について（所管分）

③ 議案第 77 号 平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

④ 議案第 78 号 平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

⑤ 議案第 85 号 平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

⑥ 議案第 87 号 阿蘇市道路線の廃止について

⑦ 議案第 88 号 阿蘇市道路線の認定について

⑧ 認定第 1 号 平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管分）

⑨ 認定第 2 号 平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑩ 認定第 3 号 平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

⑪ 認定第 12 号 平成 25 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（阿南誠蔵君） 次に、経済建設常任委員会に付託されました、議案第 75 号「阿蘇市景観条例の制定について」他 10 件を議題と致します。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、藏原博敏君。

○経済建設常任委員長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会の委員長報告を行います。

今期、第 5 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 7 件、認定 4 件の 11 件であります。

9 月 5 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果について、要訳してご報告致します。

最初に、議案第 75 号「阿蘇市景観条例の制定について」であります。

住環境課長から補足説明があり、委員より「景観条例では、色に関する制限はないのか。」との質疑に対し、住環境課長から「条例では、大規模行為の中で建築物、工作物等の行為について定めており、その規模や色彩については今後、施行規則で定めてまいります。また指導基準を作成し、その中で植栽や色彩等についての基準を定める予定で、こういった内容にするかということについては、世界文化遺産推進室が中心となり、阿蘇郡7市町村で統一できるように調整を行っております。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「景観条例は、阿蘇郡市の他の町村も同じように条例化していくのか。」との質疑に対し、「7市町村が、ある程度統一した条例を作り、景観行政団体に各々が移行します。今までは、県が景観行政団体で県の条例で運用してきたが、今後は独立した形で運営をやっていくため、中身についての調整を行っているところです。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、中身の制度の充実を期待し、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、農政課の予算であります。

農政課長から説明があり、委員より「地域密着型の嵩上げした5ヶ所の面積は、どの程度あるのか。」という質疑に対し、課長より「石礫撤去については、的石、跡ヶ瀬が15.3ha。山田の嵩上げが2ヶ所で7.46ha。それから、畦畔の置き換えが5ヶ所全てに該当する農地があります。湧水処理については、黒川を除く4地区について処理が必要であります。」という答弁がありました。

また、別の委員から「災害復旧後の土地において、ある程度の石等は自助努力で排除しているが、更に大きな石が出た場合、個人での対応、または行政での対応など線引きが必要ではないのか。」との質疑に対し、経済部長から、「災害復旧は県営工事でやりましたが、基本的には市町村でやることになっております。工事をやるからには完全なものにしていかなくてはならないが、ああいっただ大災害であったことから、表土を取ろうにも表土が取れなかったという中で、表土を返したらその中に石礫が入っていた。災害復旧の中で変更が認められないことから、認められなければ県なり市の負担の中で、地元農家に負担をかける訳にはいきません。今回の工事で、完全になるように出来る限りやっていきたいと思っているが、その中で、そういった部分がまた出てきて、どうにもならなければ、最悪その部分は再度考えていきたいと思っております。」との答弁がありました。

また、別の委員から「経営基盤確立事業のイチゴの温室内張りカーテンであるが、木之内農園から市にいくら納められているのか。また、有害鳥獣による被害が多い事から、駆除の対応等はどのようになっているのか。」との質疑に対し、農政課長から「使用料については施設面積が3,000㎡ありますが、その内の2,000㎡については通常のボイラー施設であるため、年間30万3,000円。残りの1,000㎡については、温水熱を利用した特殊な施設であるため、この部分は21万3,000円の年間使用料となっており、合わせて年間51万6,000円を使用料として頂いています。また、有害鳥獣駆除については、被害の申出があれば、その所属隊

長に電話をして駆除をお願いしております。基本的に、年間を通じて駆除にあたっていただいております。」との答弁がありました。

次に、観光まちづくり課の予算であります。

観光まちづくり課長から補足説明があり、委員より「エコツーリズムセンターの整備工事の1,800万円の追加工事の件であるが、観光まちづくり課だけの問題ではなく、多くの公共工事で追加工事がどんどん出る。これは当初の測量設計の段階で、どういう調査、設計をしたのか。追加工事がされると大変、不透明感が生まれる。予算として認めただけで、認めた以上は追加工事もやむを得ない。悪い言葉で言えば、先に小額予算で認めさせ、後は追加、追加を行う、これは観光まちづくり課のエコツーリズムセンターに限らず、測量設計に問題があると思うが、課長はどのように考えているか。」という質疑があり、経済部長より「今回、計上した部分については、物価上昇に伴う単価の見直しも若干あります。それと、追加工事は国道212号線から入りの部分で、県との協議が上手くいっていなかった部分があり、その工事費が見えたということで、新たな工事の追加になったものであり、当初そういった部分がきちっと見えていれば盛り込むことが出来ましたが、その時点でははっきり金額が見えなかったため、追加工事になったもので、今後は出来る限りそういったことがないように努めていきたいと思っております。」という答弁がありました。

次に、住環境課の予算であります。

住環境課長から説明があり、委員より「再建支援住宅使用料は、12月から3月までの徴収で、9月からの3ヶ月間については徴収しないということなのか。」との質疑に対し、住環境課長から「仮設住宅については、8月末日で期限が切れますが、建築基準法では11月末日まで住宅は使えることから、その間に引っ越ししていただくという猶予期間を設け、引き続き住んでいる方が何人かおられます。また、今から再建支援住宅の改修工事を行うため、入居者に迷惑をかけることもあり、9月1日からの入居ではありますが、正式に家賃をいただくのは工事が完了する12月1日からとしました。」との答弁がありました。

次に、建設課の予算であります。

建設課長から説明が行われ、委員より「道路維持費の、原材料費は主に道路の補修と説明があつたが、阿蘇市内どこでも工事等で道路が非常に傷んでいる。本格的な改修をした方がいいけれども、一時的な修理もしなければならぬと思う。調査もし、補正も上げて賠償責任等が出ないように是非、取組んでもらいたい。」また、「大災害の後で、重量な車両も通行している。補修を行っても追いつかず、またすぐに傷んでくると思う。災害復旧が落ち着くまで、例えば緊急雇用対策、或いは臨時雇用でもう1~2人増員して、点検や軽い補修を行うなど体制をとって欲しい。長期的に人員を増やすのではなく、2~3年の期間限定の対応が必要ではないか。」という質疑があり、建設課長から「合併後、作業員は減ってきており、現在は3名の作業員で直接工事を行っています。また多くの要望があり、出来るだけ補修を行っていきたくは思っていますが、人員については、多ければ仕事も捌けるますが予算の関係もあり、総務課等と打ち合わせを行い検討してみたいと思っております。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 77 号「平成 26 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。本案は特に質疑、意見もなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 78 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。本案についても特に質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 85 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。本案についても質疑、意見はなく原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第 87 号「阿蘇市道路線の廃止について」、及び議案第 88 号「阿蘇市道路線の認定について」は、一括議題にして審査を行いました。

最初に、建設課長から補足説明があり、委員より「道路幅員で一番狭いところは 3.6m であるが、市道基準の最低の 4m にすることは、わずかな工事費でできると思うが、現地調査をするなりして対応していただきたい。」という質疑があり、建設課長より「学校が出来たから通行量が増えるということにはならないだろうとの判断があり、当面、学校のグラウンドに面した周辺については、少し整備を行います。それに続く道路については、学校としての要望というかたちではなく、将来の通行量の動向を見ながら考えていきます。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 87 号及び議案第 88 号の 2 件は、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、認定第 1 号「平成 25 年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

まず、農業委員会の決算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から説明があり、委員より「耕作放棄地対策の場所と面積について、また事業内容、単価等はどのようになっているのか。」という質疑に対して農業委員会事務局長から「場所については、一の宮地区で、地目は田、面積は 7,132 m²、波野地区では、地目は畑、面積は 7,728 m²を行っており、耕作放棄地を解消するために、草刈、トラクター等での耕起を行った場合、10 a 当たり 3 万円の補助を出しております。」との答弁がありました。

次に、農政課の決算について審査を行いました。

農政課長から補足説明が行われ、委員より「有害鳥獣被害は年々増えてきており、行政だけに頼るのではなく自己防衛も必要である。電気牧柵導入でも被害が減ることから、市民への周知も必要ではないか。」との質疑に対し、農政課長から「広報に電気牧柵補助の記事を載せたところ、今年はかなり多くの申請が上がってきました。今後も周知の徹底に努めます。」との答弁がありました。

また、別の委員から「熊本シール工業の雇用状況は。また、新需給システムの中で農協に支出してあるが、農協はどのように受けているのか。」との質疑に対し、農政課長から「熊本シール工業の雇用については、雇用協定を 7 月に結び、25 年度は 28 名雇用され、そのうち農業事業者が 12 名。26 年度は 7 月現在まで 11 名の雇用、そのうち農業従事者が 2 名。合計で 39 名雇用してもらい、そのうち農業従事者が 14 名で全体の 36% になっております。最終的には 4 年間で 60 名の雇用、その 3 割は農業従事者を雇用する事になっております。また、新需給システムについては、転作にかかる受付、計画書作成、説明会等の色んな経費に充当

しております。」との答弁がありました。

次に、観光まちづくり課の決算について審査を致しました。

観光まちづくり課長から補足説明が行われ、委員より「然という意味、将来に向かってこの『然』をどのようにして活かしていくのか。」との質疑に対し、観光まちづくり課長から「然の意味は、「あるがままに」という話であり、なぜ然かというところですが、今まで阿蘇の観光は、大観峰、草千里、火口など、全て大自然が作りだしたものを売り込んできました。阿蘇のように素晴らしい景観観光はなくなりませんが、体験交流といった観光ニーズが大きくなっています。然では、人を中心に据えることで物語が生まれ、その人たちが一生懸命作ったものやサービスに光が当たるようにしたいと考えています。この然をブランド化することで、今後、更に阿蘇の商品やサービスの情報発信を行い、交流人口を増加させていきたいと思っております。」との答弁がありました。

次に、住環境課の決算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、委員より「合併浄化槽の補助のうち、新築に対する助成は何件あるのか。」という質疑があり、住環境課長より、「新築は、申請件数全体の約6割です。また、県の方針として新築分の補助については、3年後を目途に廃止していく予定であります。」という答弁がありました。

次に、建設課の決算について審査を行いました。

建設課長から補足説明が行あり、委員より「災害もあつたが、小規模災害以外でまだ残っているものがあるのか。」との質疑に対し、建設課長から「公共災の補助金を使う災害については終わっており、橋が4ヶ所残っているだけであります。ただ、公共災害にのらなかつたような箇所がまだ沢山あり、そういった箇所の道路、河川の維持補修として工事費を計上させていただきます。」という答弁がありました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第2号「平成25年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案は特に質疑、意見もなく原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第3号「平成25年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。本案についても特に質疑、意見もなく原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

続きまして、認定第12号「平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

水道課長から補足説明があり、委員より「未収金が約8,100万円あるが、使用料は単年度ではいくらあるのか。」との質疑に対し、水道課長より「未収金には3月分の使用料金、国庫補助金及び下水道の工事負担金等が含まれている。使用料金の未収金は、平成23年度の決算で4,368万6,000円あった未収金が、翌年の24年度の決算で3,625万2,000円、約17%の解消。それから、今年度25年度決算では3,156万5,000円となり、24年度から更に13%解消しました。25年度の3,156万5,000円の内訳は、過年度分が2,529万5,000円、現年分が

627万円となっております。」という説明がありました。

また、別の委員から「石綿管は阿蘇市内で、どの程度残っているのか。また、有収水率はどの程度なのか。」との質疑に対し「石綿管は山田地区の送水管として残っていましたが、平成25年度までに改修され、限りなくゼロに近くなっております。また、有収水率については75%であり、熊本県の平均87%から見れば、かなり低いものであります。予算が許せば、深夜の漏水調査等が必要と思われれます。」との答弁がありました。

また、未収金処理については、管理係や支所の努力の結果、成果を上げたことに対し、委員会から評価をすることが伝えられました。

このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定致しました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会としましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告し、委員長報告を終わります。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除き、討論を行います。
討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第76号と認定第1号を除く、他の案件について採決を致します。

まず、議案第75号「阿蘇市景観条例の制定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号「平成26年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号「平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「阿蘇市道路線の廃止について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号「阿蘇市道路線の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第 2 号「平成 25 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第 2 号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

次に、認定第 3 号「平成 25 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第12号「平成25年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決致します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第12号は委員長の報告のとおり認定することに決定を致しました。

以上で、議案第76号「平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について」並びに、認定第1号「平成25年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」を除く案件について、討論・採決が終わりました。

これより、議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これより、議案第76号について採決を致します。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。

本案は各常任委員長の報告のとおり決定する事に、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号について討論を行いません。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、認定第1号について採決を致します。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、認定であります。

本案は各常任委員長の報告のとおり決定する事に賛成の方は、起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（阿南誠蔵君） ご着席下さい。

起立多数です。

よって、認定第1号は各常任委員長の報告のとおり認定する事に決定を致しました。

お諮り致します。

追加議案が提出になっておりますけれども、午前中の会議をここで止めたいと思います

が、宜しいでしょうか。

はい、田中君。

○20番（田中則次君） 追加議案も1件でございますので、続行していただきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） はい、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） それでは、追加議案に移りたいと思いますが、その前に議案書を配布致しますので、暫くお待ち下さい。

開議宣言

○議長（阿南誠蔵君） それでは、ただ今、市長より議案1件が提出されました。

この際、これを日程に追加致しまして議題と致したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第89号を日程に追加し、議題とする事に決定を致しました。

お諮り致します。

ただ今、日程に追加し議題とすることに決定を致しました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 異議なしと認めます。

よって、追加で付議されました議案については、委員会の付託を省略する事に決定を致しました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは早速、平成26年第5回阿蘇市議会定例会にあたり、追加提出の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第89号「工事請負契約の締結について」。

本件は、一の宮中学校区統合小学校校舎新築工事の契約に伴い、地方自治法第96条第1項第5号、及び阿蘇市議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第89号 工事請負契約の締結について

○議長（阿南誠蔵君） 追加日程第2、議案第89号「工事請負契約の締結について」を議題と致します。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今、議題としていただきました、議案第89号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

平成26年9月3日、指名競争入札に付しました一の宮中学校区統合小学校校舎新築工事の契約につきましては、予定価格が1億5,000万円を超えているため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容について、ご説明申し上げます。

1. 契約の目的、一の宮中学校区統合小学校校舎新築工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、15億8,436万円。消費税込みでございます。
4. 契約の相手方、光進建設株式会社 代表取締役社長 井上弘太郎
以上でございます。

ご審議いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長（阿南誠蔵君） 総務部長の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 16番、川端です。

いくつか質問致します。

この工事は、統合小学校の建物だけで、周辺の整備は含まれていないのかどうか、第1点。

第2点は、入札業者数と名前が分かればお知らせ下さい。

第3点は、落札率はいくらかと。

それから第4点は、契約の相手方が1社になっていますが、確か阿蘇中学校の建設にあたっては、地元企業も含めた共同企業体という形で行われて、地元の業者も潤うように配慮されていたと思いますが、今回は1社にされた理由は何なのか。

以上、4点。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず1点目です。今回は、統合小学校の校舎のみの事業費になります。それに伴う入札を行っております。

それと、指名業者は7社です。名前を申し上げますと、小竹組、三津野建設、光進建設、吉永産業、増永組、建吉組、岩永組の7社になります。

落札率は99.9%になります。

その中で、先程、最後に言われました1社という事につきましては、その建築内容によりまして異業種JV、または同業種JVを組んではまいりました。ただ、これまでの入札の中で、異業種JVの中で不落が非常に多くなってきたと、その1つ理由として、資材単価の跳ね上がり、そういう部分について非常に事業費が高騰するという部分もあります。それと、工期的な部分もございます。

今回の統合小学校につきましては、色々な事情がございますが、あくまでも単体での指名というかたちで取り行っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 16番、川端君。

○16番（川端忠義君） 約16億円の契約金額であります。これ以外に「大体、統合小学校はいくら位でできるんですか。」という質問がよくありますが、この他にどのような事業で、どの程度予算が必要なのか、分かれば教えて下さい。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

9月補正の5ページの第2表に、今回の一の宮中学校区統合小学校の建設事業費、当初25億6,000万円程から、今回29億3,000万円という事で3億6,000万円程補正をお願いしているところです。

内訳につきましては、小学校のエリア部分、今回、小中連携も考慮しながら、一の宮中学校の敷地内に小学校を建設していくという事で、小学校のエリアの中で工事をする部分、それから中学校のエリアで移設をしていく部分という事でございますので、まず小学校のエリア部分をご説明しますと、校舎、体育館、プール、それから体育倉庫とかトイレとか、外構、それから水路の防災要壁ですね、こういう部分を入れまして、予定としましては約24億円。

それから、中学校のエリア部分でございますが、グラウンドの移転、それから部室、プールの改築、人道橋、それからプールの解体工事等を入れまして、約5億3,000万円を見込んでいます。合わせまして、29億3,000万円程になるかということで予定をしているところであります。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 宜しいですか。

他に、ございませんか。

7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 7番、河崎ですけれども、先程、川端議員が言われました2番目の事ですけども、委員長の報告の市道認定のところに報告がありましたけれども、井課長のお答えで、「今後の学校建設よりも開校後の道路交通量によって検討する」となっておりますけれども、是非、委員長報告にもお願いがしてありましたけれども、これを機会に、高田金能田線ですか、あのあたりを市道が3.6mですけども4mあった方が望ましいと思います。

これを機会に、阿蘇医療センターの取付道路も建物が建った後に、道路の用地買収がされ

てる訳ですね。一の宮中学校の場合も、これを機会に、同時に是非、選定委員会ですか、職員の方で構成されてるとは思いますけれども、もう一度選定委員あたりに、この際、道路を拡張したらという事を進言していただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○総務部長（和田一彦君） 今、財政課長と言われましたが、今回は工事請負契約の議案を提案しておりますので、ちょっと答弁の方は、差し控えたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 7番、河崎君。

○7番（河崎徳雄君） 担当の教育課ですかね、日田課長に私が言いたいのは、学校選定委員会ですか、職員で構成されているとしますけれども、是非ですね周辺の道路も、この際4mにしたかどうかという事を提案していただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） すみません、一般質問の中で既に案件が、各議員さんの方からその質問が上がっておりますので、その時に一緒に併せてお答えをさせていただきたいと思えます。

○議長（阿南誠蔵君） 河崎議員に申し上げます。

ただ今、議案第89号は「工事請負契約の締結について」の議題ですので、間違えのないように宜しくお願いします。

関連でしょうけど、この事についてが議題でございますので。

他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第89号を採決致します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了致しました。

これをもちまして、本日の会議を散会致します。

お疲れ様でございました。

午後12時15分 散会